

令和5年 第2回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和5年2月27日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時30分 会長
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	欠席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	出席
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第2回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に7番委員並びに9番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。3条の番号1～番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1、2、3の受人は同一世帯員で共に農業経営を行っており、下限面積要件の関係もあるため一括審議をお願いいたします。

それでは3ページ番号1をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇△△△番△ 地目 田 面積 310㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 3,236㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 886㎡ 取得状況 平成5年12月12日 相続 不耕作 無 家族数2 従農数2 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.5km 取得前 田 取得後 田

続きまして3ページ番号2をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇〇 渡人 〇〇市〇〇△丁目△△番△号 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇△△△番 地目 田 面積 351㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 3,236㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 886㎡ 取得状況 昭和45年12月3日 持分放棄により取得 不耕作 無 家族数2 従農数2 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.5km 取得前 田 取得後 田

続きまして3ページ番号3をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇△△△番 地目 田 面積 1,136㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 3,236㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 886㎡ 取得状況 平成11年3月16日 相続 不耕作 無 家族数2 従農数2 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.5km 取得前 田 取得後 田

5ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は、大字〇〇〇字〇〇地内の農地で、受人がビニールハウス内で花卉を栽培しております。

受人の〇〇氏の年齢は68歳、〇〇氏の年齢67歳で農業を行っており、主に花卉（カトレア）を栽培されております。

受人の農業常時日数は300日と200日で農業従事しており2人で農業経営を行っております。

〇〇〇△△△-△番の申請理由ですが、渡人は長年申請地を受人に貸し付けているため、譲渡したい。受人は申請地を長年に渡り借りているため、改めて譲り受け引き続き花卉栽培に利用したいとのことです。

また、〇〇〇△△△番、△△△番の申請理由は、申請地を既に妹である受人に貸し付けているため、許可を受け譲渡したい。受人は兄達から申請地を既に借り受けて利用しているため、改めて譲り受け引き続き花卉栽培に利用したいとのこ

	<p>とです。</p> <p>以上3条の番号1、2、3の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>3条の番号1から番号3を審議いたします。3番委員より補足説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>過日現地確認してきました。現状ハウスとして利用している状況でございます。特に問題はないと思いますのでご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久2番。</p>
推進委員 松久2番	<p>申請地には既にビニールハウスが建っているとのことですが、田んぼにビニールハウスを建てても問題はないのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の方で調べたところ、農地にビニールハウスを設置することについて、国から施設園芸用地等の取扱いについてという通知が出ております。そこに農地にコンクリート等で舗装した通路、進入路、機械・設備等を設置する場合であっても当該用地部分が農作物の栽培に必要な不可欠なものであれば、土地全体を農地として取り扱っても差し支えないとのことですので、問題はないと思われま。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。5番委員。</p>
5番委員	<p>申請地のビニールハウスですが現地確認したところ、北側に少し出ているように感じたのですが、問題はないのでしょうか</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>航空写真を見ると、隣地との境界よりは出ておりません。ビニールハウスが2棟ありますが片方は敷地いっぱい建っており、もう片方は内側によって建っているため、はみ出しているように見えたのかもしれませんが。</p>
議長	<p>その他農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。3条の番号1～番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして3条の番号4を審議いたします。6番委員に直接関係があるため退出をお願いいたします。</p> <p>～6番委員退出～</p>
議長	<p>続きまして、3条の番号4について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4ページ番号4をご覧ください。受人 大字〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇△△△番地△ 〇〇 〇 土地の所在 大字〇字〇〇〇△△△番 地目 田 面積 1,561㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 12,334㎡ 借受地 21,080㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成20年12月29日 相続 不耕作 無 家族数6 従農数2 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.1km 取得前 田 取得後 田</p> <p>6ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇字〇〇〇地内の農地で、現在は保全管理されております。受人の年齢は70歳で農業を行っており、作物は米、麦、ねぎ、なすを栽培さ</p>

	<p>れております。</p> <p>受人の農業常時日数は250日で農業従事しており妻、子の3人で農業を行っております。</p> <p>申請理由ですが、渡人は耕作できないため、受人は規模拡大したいとのことです。</p> <p>以上3条の番号4の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>3条の番号4を審議いたします。4番委員より補足説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>先日現地確認してきました。既に受人が耕作しているようで特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉4番	<p>先日現地確認してきました。渡人は体が不自由なので耕作できないと思いますので特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。3条の番号4について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号5について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

4 ページ番号 5 をご覧ください。受人 大字〇〇△△△△番 〇〇〇〇〇〇△号 〇〇 〇〇〇 渡人 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△△番 地目 畑 面積 409 m<sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 新規取得（空き家に付随した農地） 農業者年金 無 自作地 0 m<sup>2</sup> 借受地 0 m<sup>2</sup> 貸付地 0 m<sup>2</sup> 取得状況 平成14年3月20日 土地改良法による換地処分 家族数 1 経態 兼業 位置 農用地区域 空き家から5メートル 取得前 畑 取得後 畑

7 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は、大字〇〇字〇〇〇地内の農地で、現在は保全管理されております。こちらの申請については、昨年12月の農業委員会総会にて、町の定住の促進及び遊休農地の解消を目的に、「空き家に付随した農地を空き家とともに取得する」場合に限り、農地法第3条による農地を取得する条件の下限面積要件の50アール以上農地を耕作していること、を1アールまで引き下げることにについてご了承いただき、空き家に付随した農地として空き家バンクに登録しているところであります。今回は、その制度を利用し、農地を取得する申請になります。

この農地を取得するための要件ですが、下限面積要件以外の3条許可要件に加え、

- ・5年以上継続して空き家へ居住すること及びその農地を耕作すること。
- ・空き家と農地の所有権設定については、同一の所有者であることが要件になっております。

受人ですが、年齢は36歳で、職業は会社員と飲食業で、会社員は〇〇県〇〇〇〇市の介護支援事業所で働いているとのこと、また飲食業は大字〇〇でカフェを営んでいるとのこと。

申請地取得後は、自身が行っているカフェで使うブルーベリーを栽培することです。

申請にあたり、受人からは取得農地を5年以上耕作する旨の誓約書、農地利用計画書、不動産売買契約書の写しが提出されました。

農業経験ですが、5年程前から町内の親戚の元でブルーベリー栽培・収穫を教わっているとのこと。

申請地取得後もその方に教えを請いながら、栽培していきますとのこと。

農業従事日数ですが、リモートワークの会社で主に自宅におり、毎朝農作業が可能で、農業の繁忙期は飲食店を休業し、農作業の時間を作っていくとのこと。

申請する理由ですが、渡人は高齢で農地管理が困難であるため譲渡したいとのこと、受人は、自宅前に農地があり、景観の良い古民家を探しており、条件に合う申請地が見つかったため空き家とセットで農地を購入したいとのこと。

	以上3条の番号5の案件になります。ご審議お願いいたします。
議 長	3条の番号5を審議いたします。2番委員より補足説明をお願いします。
2番委員	先日申請人から連絡がありました。その後現地確認してきました。きれいになっておりましたので特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢3番	先日現地確認してきました。親戚が申請地の近くにいるとのことなので管理していただけるのではないかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久3番。
推進委員 松久3番	〇〇にカフェを営んでいるとのことですが今回取得する空き家でもカフェを営むのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	今回取得する空き家は住宅として取得するとのことなので、ここでカフェは営まないと思います。
推進委員 松久3番	カフェの経営と介護のお仕事しながら、農業もできるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局からも、どう農作業を行っていくのか伺ったところ、平日は介護の仕事をしていますが、ほぼリモートワークで毎朝の農作業が可能とのこと、農作業

	<p>の繁忙期はカフェを休業し農作業できる時間を作っていくとのことです。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番。</p>
推進委員 松久 2 番	<p>空き家と農地の間に水路がありますが、これは誰が管理するのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本来は町が管理しなければならないのですが、管理できないと思いますのでその管理については地先管理ということで受人に管理していただくと思われま す。</p>
推進委員 松久 2 番	<p>後々揉めないように、受人にその旨を伝えた方がいいと思います。</p>
議 長	<p>事務局は申請人に水路の管理について伝えといてください。</p>
	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がない ようですので次に移ります。</p>
	<p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 1 番委員。</p>
1 番委員	<p>介護の仕事はリモートワークとのことですが、本当に介護の仕事がリモートワ ークできるのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。介護の仕事内容までは聞いておりません。ただ現在もリ モートワークで仕事を行っているとのことです。</p>



1 番委員	どのような仕事内容でリモートワークできるかどうか聞いた方がよいと思います。
議 長	事務局は、その旨を確認し次回の総会で報告してください。
1 番委員	農地と空き家の売買価格を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地は一反当たり△△△△△△円と空き家は△△△△△△△円とのことです。
1 番委員	空き家の面積を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	空き家の面積は493.34㎡とのことです。
議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。5番委員。
5 番委員	12月に現地確認したときよりきれいになっていましたので、おそらく取得後も管理していただけるのではないかと思います。
議 長	その他の農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。3条の番号5について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>農地法第3条の番号1～番号5の案件につきましては許可と議決されました。</p>
<p>事務局長</p> <p>議 長</p>	<p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1は2番委員に直接関係がありますので退出をお願いします。</p> <p>～2番委員退出～</p> <p>番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受人 大字〇〇〇△△△番地△ 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇  〇 渡人 大字〇〇△△△△番地 〇〇〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△  △△△番△ 畑 1筆 118㎡ 転用目的 農業用倉庫 敷地拡張 権利内  容 所有権 申請内容 職業 畜産業 既設 稲わら・飼料等の保管倉庫下屋  62㎡ 取得状況 平成21年7月7日 相続 仮登記 抵当権 無 位置  第1種農地 農用地 宅地に接続 農業用施設用地へ用途変更 令和4年12  月27日</p> <p>申請地は宅地に変更となりますが、青地の農業用施設用地となり、農業関連への用途変更は行えません。</p> <p>10ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は農業生産法人として畜産業をおこなっており、〇〇〇〇のブランド名で黒毛和牛の肥育と販売を行っています。牛舎は町内を含め〇〇市〇〇町と〇〇町にあり、昨今の飼料高騰に伴い、自社農地で収穫した飼料用の稲わら等を備蓄するための倉庫として、申請地脇の〇〇△△△△-△番地と一緒に取得することをございます。</p> <p>申請地と隣の△△△△-△番地には渡人が利用していた旧牛舎があり、この牛舎</p>

	<p>を含めて倉庫として利用するとのことです。</p> <p>渡人からは、昭和54年に申請地脇に牛舎と倉庫を建設して規模を拡大し、平成18年の廃業まで利用したあとは、そのままの状態とのことです。</p> <p>今回の申請にあたり台帳が畑のまま、農地法の手続きを行っていないことについては申し訳ありませんでしたとのことです。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>5条の規定による番号1を審議いたします。この申請地は私の担当地区なので補足説明をします。</p>
	<p>この案件は令和4年11月25日の総会にて、用途区分の変更で皆様に審議していただいた案件であります。特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
	<p>次に、推進委員松久3番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 松久3番	<p>先日現地確認してきました。特に問題はないと思いますのでご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p>
	<p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5番委員。</p>
5番委員	<p>配置図の△△△△-△の土地の南側ですが少し草が生い茂っている状況でしたので管理をお願いするように伝えていただければと思います。</p>
議 長	<p>他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(農業委員全員挙手)</p>

	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いします。</p> <p>受入 ○○○県○○市○○△丁目△番△号 ○○ ○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△△番△ 畑 1筆 495㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 95.23㎡ 2階建て 取得状況 昭和60年4月4日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 申請地は1種農地ですが、西側に老人ホーム、北に小学校があり、間に住宅建設が進んでいるため集落接続と見なし、例外規定に該当すると県にも確認しております。</p> <p>12ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受入は○○○県に家族4人で住んでいるが、仕事はシステムエンジニアでコロナ禍の影響によりテレワークの在宅勤務が主流になったとのことです。親友家族が都内から○○市へ移住したことや、弟家族が○○市に住んでいることもあり、○○県に移住を検討しており、自然豊かで、たまの当社にも高速道路があることから申請地に住宅建設を考えたとのことです。</p> <p>なお、○○○県の自宅は売却予定で、不動産業者へ相談しているとのことです。道路接続については、申請地東の7.7m道路に水道と集落排水を接続することです。</p> <p>建物は新築2階建て、建築面積は95.23㎡の予定です。</p> <p>9ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
事務局	
議 長	5条の番号2を審議いたします。6番委員より補足説明をお願いします。
6番委員	現地確認してきました。特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いします。
推進委員	先日現地確認してきました。受入の職業がシステムエンジニアでテレワークが

大沢 2 番	可能とのことですが、新型コロナウイルスが終息してきて、テレワークではなく 出社するようになったら申請地から通うのは厳しいのではないかと感じました。 土地自体は特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番
推進委員 松久 2 番	申請地と西側の道路が高さがありましたが、住宅を建築するには特に問題はない のでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	確かに西側の道路が高くなっていますが、敷地内に三段のブロックを積みフェ ンスをつけると聞いています。申請人も理解してるとと思いますので特に問題はない と思われれます。
議 長	その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がない ようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。  他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないよう ですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 2 について、許可相当と思 われる農業委員の方の挙手をお願いします。  (農業委員全員挙手)  賛成全員につき、許可相当と決定します。  続きまして、5 条の番号 3 について事務局より説明をお願いします。

受人 ○○市大字○○○△△△番地△△ 有限会社 ○○○○ 代表取締役  
○○ ○○ 渡人 ○○市○○町○○○△丁目△△番△△号 ○○ ○○ 大字  
○○△△△番地△ ○○○ 大字○○△△△番地△ ○○ ○○○ 土地の所  
在 大字○○字○○△△△番地△△ △△ △△ 地目 畑 3筆 合計 2,  
025㎡ 転用目的 一時転用 駐車場 権利内容 賃貸借権2年 申請内容  
職業サバイバルゲーム経営 駐車スペース 14台分 取得状況 平成14年  
12月17日 平成18年6月11日 平成18年4月18日 相続 仮登記  
抵当権無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から47mです。

14ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地となります。

次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図となり、赤枠が申請地で赤破  
線内はサバイバルゲーム施設全体敷地でございます。サバイバル施設の大多数は  
山林となっており、施設利用者の駐車場が無いための申請でございます。

本件は平成27年12月に有限会社○○○○○○が今回と同様の内容で3年間  
の一時転用許可となり、その後、平成30年12月に事業者○○○○○○が事業  
を引継ぎ、2年間の一時転用許可、そして、事業者が有限会社○○○○○○に変わ  
り令和2年12月に再度2年間の一時転用許可となりました。今回、2年間の期  
限が過ぎてからの申請となってしまう、深くお詫びするとともに、以後このよう  
なことがないように注意いたしますとのことです。

有限会社○○○○はサバイバルゲームフィールドの運営、イベント企画、関連  
商品の販売を行っており、過去9年以上に渡り埼玉県にサバイバルゲームフィー  
ルドを複数店舗運営しているとのことです。

そして申請地では、7年間の間、事業者が2回変更なっているようですが、いず  
れの事業者のときも大字○○○の借家に在住する○○氏が店長して携わってい  
ます。

また、令和2年11月1日に町と締結した協定書は引き続き守りながら、地域  
住民様の生活を害する事の無いよう施設運営するとのことです。

申請地は1種農地ではありますが、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的  
に行うもので、事業を行う上で必要である場合は例外となる」との規定での申請  
でございます。サバイバルゲーム事業の大部分の地目は山林となっており、来場  
者の駐車場が必要であるとのことであるため、例外規定に該当すると考えられま  
す。また、2年間の一時転用とのことで、事業撤退や契約期間終了後には農地で  
あった当時に復元して地主に返還するとのことでございます。

9ページにお戻りください。ご審議をお願いします。

議 長

5条の番号3を審議いたします。2番委員より補足説明をお願いします。

2番委員

先日現地確認してきました。更新が2カ月遅れたのは問題だと思いますが、申

	<p>請地の現状はきれいになっております。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に推進委員大沢 3 番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 大沢 3 番	<p>先日現地確認してきました。2 年前と状況は変わっていないようですので特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。松久 1 番。</p>
推進委員 松久 1 番	<p>ホームページで申請者の事業内容を確認しました。そこに詳しくサバイバルゲームについて載っていましたので皆様も見ただければと思います。</p>
議 長	<p>その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。東兎玉 4 番</p>
推進委員 東兎玉 4 番	<p>申請地の近くに民家が 2 軒ありますが、苦情等はないのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>当時この事業を行うにあたって町の総務課と協定書を結んでおります。申請にあたり確認したところ、特に苦情等はないと伺っております。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。1 番委員。</p>
1 番委員	<p>サバイバルゲームはエアガンのようなもので玉を打ち合うとのことですが、その玉は、最終的にどうなってしまうのでしょうか。山に蓄積されていくのでしょうか。</p>

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	玉はバイオ BB 弾というものを使っており、数カ月で分解され回収が不要なものとのことです。
1 番委員	町は実際にゲームを行っているところを定期的に見に行ったりしているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	総務課が担当なので、詳しくは把握しておりませんが、今回農業委員会に更新の申請をするにあたり、現地確認したと聞いております。また、サバイバルゲームに関し苦情等はないとのことです。
議 長	他に農業委員の方で質問のある方は挙手をお願いします。5 番委員。
5 番委員	先日現地確認したときは車が多くあり、県外からの方も多く来ているようです。
	他に農業委員・推進委員の方で質問・意見のある方の挙手をお願いします。推進委員大沢 2 番。
推進委員 大沢 2 番	先ほど現地確認をしたと言っていましたが、駐車スペースを確認したのか、またゲームする中まで入って確認したのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	どこまで確認したかは把握しておりません。ただ町と結んだ協定が守られてい



	<p>るのかどうかを確認したのだと思われます。</p>
<p>推進委員 大沢 2 番</p>	<p>駐車スペースだけでなく、中まで入り確認した方がいいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>担当は総務課ですのでそういったご意見があったことをお伝えします。</p>
<p>推進委員 大沢 2 番</p>	<p>事業の運営に必要な駐車スペースとのことですので、そこだけでなく事業全体を見た方がいいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局はその旨を総務課と相談し、次回の総会時に報告をお願いします。</p>
	<p>他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 3 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(農業委員全員挙手)</p>
	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p>
	<p>続きまして、5 条の番号 4 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受人 ○○郡○○町大字○○△△△△番地△ ○○ ○ 渡人 大字○○△△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○○△△△△番△ 畑 1 筆 5 6 2 m<sup>2</sup> 転用目的 駐車場敷地 権利内容 賃貸借権 2 0 年 申請内容 職業 飲食業 新設 駐車スペース 7 台分 取得状況 平成 2 2 年 7 月 1 8 日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続</p>

	<p>16ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇〇〇地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は隣接する敷地で中華料理店を営業しているが、土地・建物とも賃貸であり、敷地内の駐車スペースが狭く、普通車しか置けず、大型車両の路上駐車周辺住民へ迷惑をかけているとのこと。</p> <p>そこで申請地を借り受け駐車場敷地として利用したいとのこと。</p> <p>既存駐車スペースは配置図赤で示した、店舗前5台、店舗裏6、7台の計12台ですが、申請地を含めることでさらに7台分の確保と大型車両のスペースも確保できるとのこと。</p> <p>そして申請地は窪地のため、約1m盛土を行い赤破線に暗渠を設置して排水処理を行うとのこと。</p> <p>9ページにお戻りください。ご審議をお願いします。</p>
議 長	5条の番号4を審議いたします。2番委員より補足説明をお願いします。
2番委員	先日申請人から連絡があり現地確認をしてきました。飲食店の駐車場として敷地を広げたいとお話しがありました。ご審議お願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢3番	先日現地確認してきました。現地は道路と店舗に挟まれた農地で、農地としては適さない農地だと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。松久1番。
推進委員 松久1番	国道に面した申請地とお店側の土地の高さは3メートルくらい段差があるので、先ほど事務局の説明で土地を1メートルくらい土盛りするとのことですが、段差ができてしまうと思われませんが、そこはどうされるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。

事務局	配置図の断面図を見ますと申請地の北側と道路の段差は約95cmで、申請地の南側との段差は、約1.2mで少しスロープにすると伺っております。
推進委員 松久1番	配置図だとそうなっていますが、実際に見るともっと高さがあったように感じました。
議 長	事務局は他に断面図の資料は持っていますか。
事務局	他に資料はありませんが、国道側とは高さを合わせると聞いております。
推進委員 松久1番	私は再度、図面と現地の高さが合っているか確認した方がいいと思います。
議 長	事務局は、もう一度確認して次回報告をお願いします。  その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5番委員。
5番委員	申請地の左側の農地ですが、申請地を土盛りした後大雨が降ったときに水が溜まってしまわないかと思えます。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	現在も同じことが申請地で起きていると思いますが、排水については道路沿いに暗渠を設置し、農地に影響がないようにするとのこと。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。1番委員。

1 番委員	隣の農地との間は、土留めを行うのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	隣の農地との境は、土留めではなく 1 : 2 の法面を作る計画のようです。
1 番委員	法面で泥が流れたりしないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	通常の道路工事等で行われる傾斜よりも緩い傾斜で作り泥が流れないようにするとのことです。
1 番委員	駐車場スペースはアスファルトですか、また砂利ですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	現地は砂利を敷くとのことです。
議 長	他に農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。3 番委員。
3 番委員	暗渠ですが国道側よりにつけるより、隣の農地との境につけた方が、水が溜まらないのではないかと感じます。現地をよく確認し農地に影響がないようにした方がいいと思います。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。6 番委員。

6 番委員	隣地の農地との同意書はもらっているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	隣地の農地所有者との同意書はもらっていません。
6 番委員	後々問題にならないように同意書をもらっておいた方がいいと思います。
議 長	事務局は、隣地所有者の同意をもらってください。  他に農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。1 番委員。
1 番委員	こういった問題がある中で、採決できませんので保留にした方がいいと思います。
議 長	皆様からそういった意見があるため、改めて確認した上で再度審議するという ことよろしいと思われる方は挙手をお願いします。  (農業委員・推進委員全員挙手)  賛成全員につき、保留と決定します。  5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 ～番号 3 の案件につきましては許可相当と議決されました。番号 4 については保留と決定しました。

会長代理	<p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第2回の農業委員会総会を終了します。</p>
------	--

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月27日

議 長

署名委員

署名委員